

西部ブロックごみ処理広域化基本計画の概要

1 計画の基本的事項

■計画の背景

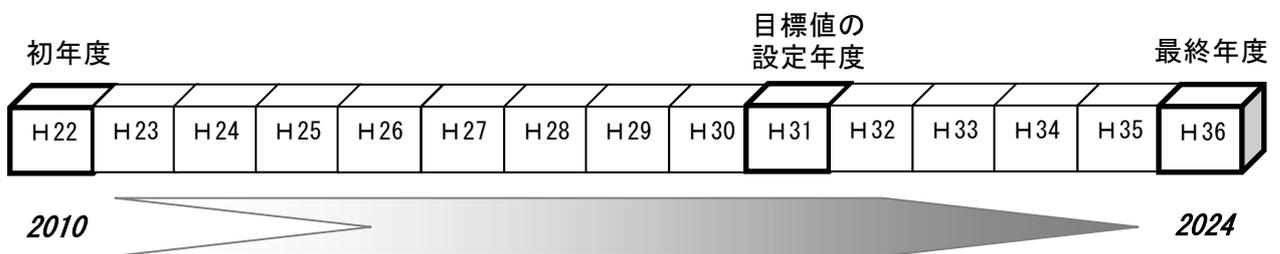
平成 19 年 3 月に岡山県が策定した「新岡山県ごみ処理広域化計画（新広域化計画）」では、ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進等を踏まえて、県下市町村を 6 ブロックに分割し、それぞれの広域的な施設整備を図ることとしている。

岡山県下の市町村の廃棄物処理施設整備に当たっては、この計画に即した施設であることが求められ、本計画は、岡山県南西部の 3 市 2 町（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町及び矢掛町）で構成する西部ブロックにおける、ごみ処理広域化の基本方針を定めるものである。

■計画期間

一般廃棄物処理基本計画は 10～15 箇年計画であり、概ね 5 年ごとに、または諸条件に大きな変動があった場合等、必要に応じて見直すこととされている。

本計画の計画期間は、新広域化計画並びに笠岡市、井原市及び浅口市の一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度を勘案して、平成 22 年度を初年度とし、10 年目の平成 31 年度についてごみ量等の目標値を定めることとする。また、平成 31 年度以降における施設整備の方向性について定める必要があることから、計画期間を 15 年、計画の最終年度を平成 36 年度とする。

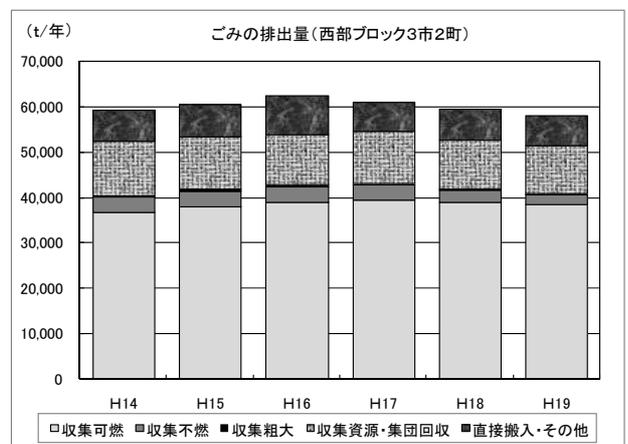


2 ごみ処理の現状

■ごみの排出量の推移

過去の推移をみると、3 市 2 町全体のごみ排出量は、平成 16 年度の 62,417 t をピークに、それ以降は減少傾向にある。

ごみの種類別では、収集可燃ごみが平成 14 年度から 17 年度にかけて増加したが、18 年度以降はわずかながら減少傾向にある。資源ごみ量は横ばいであり、集団回収量は減少傾向にある。収集粗大ごみは 200 t 程度とわずかである。



■ごみ処理状況の推移

ごみの全処理量は、ごみの排出量と対応して、平成14年度から16年度にかけて増加したが、17年度以降は減少傾向にある。

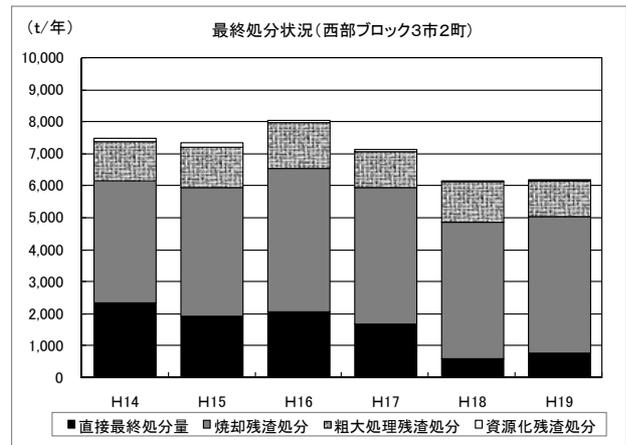
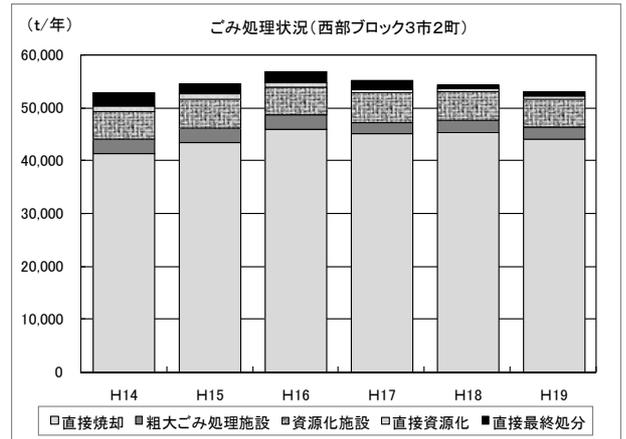
処理方法別にみると、里庄清掃工場や井原クリーンセンターの直接焼却が大半を占め、資源化施設による中間処理が続いている。

■焼却処理の状況

焼却処理量のほとんどは直接焼却量であり、粗大ごみ処理施設や資源化施設から排出される残渣の焼却量はわずかである。

■最終処分の状況

最終処分量の大半は焼却残渣が占める。平成18年度以降は、焼却残渣の次に粗大ごみ処理施設から排出される残渣の処分量が多く、資源化施設の残渣はわずかである。全最終処分量は、直接最終処分量の減少に伴い減少傾向にある。



3 計画の課題

■ごみの排出量削減

西部ブロック3市の一般廃棄物処理基本計画では、年当たり1～2%程度のごみ排出量の削減を計画している。近年、ごみの排出量が削減傾向にあるとはいえ、目標値達成のためには、将来にわたり1人1日当たりの排出量を削減していく必要がある。

■リサイクル率のアップ

3市2町のリサイクル率は、いずれも横ばいの傾向であり、西部ブロックとしての平均値は20%程度で推移している。3市の一般廃棄物処理基本計画に掲げられているリサイクル率（笠岡市：32%、井原市：28%、浅口市：24%）を達成するにはきびしい状況であり、ごみの排出量削減と併せて、分別収集の徹底による資源化物の回収に取り組んでいく必要がある。

■中間処理

「新岡山県ごみ処理広域化計画」では、里庄清掃工場と井原クリーンセンターを、平成31年を目安として統合し、浅口市の金光地区については、統合された施設で処理すべきであるとしている。これについては、平成20年3月25日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」において、施設の長寿命化を図る方向性が定められたことと併せて検討する必要がある。

■最終処分

井原市野々迫埋立処分場及び見崎山埋立処分地は、ともに、現時点では平成 24 年度に埋立終了となる。金光一般廃棄物最終処分場は、浅口市だけの処分場であるため、平成 25 年度以降の最終処分をどうするかが緊急の課題となっている。また、3 市 2 町の最終処分量の多くは焼却残渣が占めるため、焼却残渣量や焼却量そのものの削減も必要である。

4 計画目標値の設定

新広域化計画並びに笠岡市、井原市及び浅口市の一般廃棄物処理基本計画の各目標値を踏まえて、本計画の目標値を以下のように定める。

項目	本計画の目標値
ごみ排出量	平成 31 年度のごみ排出量を、平成 19 年度比で約 15%削減する。
リサイクル率	なるべく早期にリサイクル率を 24%に向上させ、それを維持する。
最終処分量	平成 31 年度 of 最終処分量を、平成 19 年度比で 15%以上削減する。

5 分別・収集・運搬体制に係る方針

里庄清掃工場と井原クリーンセンターを統合した広域ごみ処理施設が稼働するまでは、現在と同様のごみ処理体制を維持する。広域ごみ処理施設の稼働開始後は、収集・運搬は 3 市 2 町がそれぞれ直営・委託・許可等により行い、中間処理及び最終処分は、現在の一部事務組合をもとに改編又は新設する一部事務組合が行う。

分別区分については、現在、地域によって若干の違いがあるが、広域ごみ処理施設の稼働開始と併せて、3 市 2 町の分別区分の統一、分別区分の見直し、収集頻度の見直しを、必要に応じて行う。

6 ごみの排出抑制・再資源化計画

■ごみの排出抑制に係る施策

- ・ 4 R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化、リフューズ：ごみになるものを買わない）運動などの普及啓発活動の促進
- ・ 生ごみの排出抑制
- ・ ごみ有料化制度の導入（未導入の場合）と見直し
- ・ 資源回収推進団体の維持
- ・ ごみの排出抑制に向けた販売店への協力要請
- ・ 事業所等の古紙回収の促進

■再資源化に係る施策

- ・ごみの分別排出の徹底
- ・リサイクル処理の推進
- ・公共施設等での資源物の拠点回収の実施

7 中間処理計画

■ごみ焼却施設（エネルギー回収推進施設）

本計画では、長寿命化を実施しながら平成 36 年度まで里庄清掃工場及び井原クリーンセンターを稼働させ、平成 37 年度から、両施設を統合した広域ごみ処理施設（処理能力 155 t / 日程度が想定される。）を稼働させることとする。施設整備のための計画策定や調査には、平成 28 年度から着手する。

処理方式については、信頼性が高く安定して処理が行えること、公害防止性能、維持管理コスト、さらに焼却残渣のリサイクルや減量の必要性等を総合的に検討し、①ストーカ方式など従来型の焼却方式、②従来型に灰溶融設備を備えた方式、③ガス化溶融方式の中から選定する。

■リサイクル推進施設

新潟山県ごみ処理広域化計画では、西部衛生施設組合井笠広域資源化センター、浅口市リサイクルセンター及び西部衛生施設組合リサイクルプラザの 3 施設ともに継続使用となっている。本計画においても、現施設を継続して使用するとともに、井原市においては、民間の処理施設への委託を当面継続する方針とする。

8 最終処分計画

■新最終処分場の規模と供用開始年度等

処分容量 120,000 m³（覆土量を含む。）の最終処分場を整備し、平成 29 年度から供用を開始する。供用開始までの 4 年間（平成 25 年度～平成 28 年度）は、焼却残渣のセメント原料化や不燃残渣の委託処理により最終処分を行う。

■新最終処分場の設置個所等

建設コストや設置に係る諸手続を勘案し、設置する最終処分場は 1 ヶ所とする。また、最終処分量の約 70%が焼却残渣であることから、可能な限り新焼却施設と隣接して最終処分場が建設できるよう、焼却施設の必要面積（2 ha 以上）を合わせた適地を選定する。

■適地選定作業の早期着手

コスト面では、民間業者への委託よりも、新最終処分場を設置して埋立処分を行う方が有利である。また、最終処分の外部委託は、将来的に費用が増加するリスクを背負っており、最悪の場合には最終処分が滞る恐れがあるため、できるだけ早く、平成 22 年度から適地選定作業に着手する。